

基本財産取扱い規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第50条第1項及び第2項の規定に基づき、基本財産等の管理、運用、並びに処分に関し必要な事項を定める。

(基本財産の運用)

第2条 基本財産の運用益は、定款第3条の目的及び事業に使用することができる。

(特定資産)

第3条 特定資産は次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 特定費用準備資金
- (2) 特定資産取得・改良資金

2 特定費用準備資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除き、次項の定める手続きによらなければこれを取り崩すことができない。

3 特定費用準備資金について、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会並びに会員総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(規則の改廃等)

第4条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年6月22日開催の第1回定時会員総会で制定し、平成26年4月1日から施行する。